

## 京都市情報公開・個人情報保護審査会答申個第3号の概要

請求内容	生活保護に係る保護経過記録票等
所管課	南区役所福祉部保護課
所管課の決定	個人情報一部開示決定
審査会の結論	実施機関が行った個人情報一部開示決定（ただし、実施機関が本件異議申立ての一部について認容を予定している部分を除く。）は、妥当である。
本件公文書の概要	<p>1 保護経過記録票：異議申立人の生活歴、保護の要否及び程度の決定内容や決定の根拠、支援の方針及び経過、異議申立人との面談記録、関係機関や第三者から提供を受けた情報、実施機関内における審議の内容等が記録されている。</p> <p>2 金融機関、保険会社からの回答書：銀行等に対して資産状況等の調査を行った際の銀行等からの回答文書</p> <p>3 扶養（援助）についての回答書：扶養義務者に対して扶養の可否の確認を行った際の回答文書</p>
所管課の主張	<p>1 法人担当者の氏名について、再検討した結果、条例第16条第2号及び第3号に該当しないと判断したため、異議申立てを認容する予定である。</p> <p>2 法人担当者の印影については、開示することにより当該法人担当者のプライバシーを侵害するおそれがある。</p> <p>また、扶養援助義務者からの回答中、扶養援助できない理由等については、関係者の経済状況等の情報を異議申立人に知られることとなり、当該関係者のプライバシーを侵害するおそれがある。</p> <p>3 法人の印影については、専ら各法人の内部情報であるため、これを開示することにより、当該法人の利益を明らかに害すると認められる。</p> <p>4 法人及び法人担当者の印影については、開示することにより当該法人及び法人担当者の財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがある。</p> <p>5 関係機関からの情報提供部分については、関係機関が、主觀的要素を交えた異議申立人に係る評価を、外部に開示しないことを前提として、関係機関の任意の協力により得られた情報であり、開示すると、当該関係機関との信頼関係を損なう等、今後、実施機関が保護の実施に必要な情報を収集することが困難となり、適切な生活保護事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>6 条例第22条第1項の意見聴取の規定は、意見書の提出の機会の付与を義務付ける趣旨ではなく、また、当該回答に係る照会書において、生活保護のためにのみ用いるもので、秘密を厳守し、他への使用はしない旨を明記しているため、異議申立人が知り得たと考えられる情報を除き非開示とすべきと判断した。</p>
異議申立人の主張	<p>1 事業を営む個人の当該事業に関する情報はプライバシー情報ではないから、法人担当者の氏名及び印影は、条例第16条第2号に該当しない。また、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものではないため、条例第16条第3号に該当しない。</p> <p>2 法人担当者及び法人の印影は、条例第16条第5号に当たる情報の具体例として「個人情報保護事務の手引」に記載されておらず、同号の「公共の安全、秩序の維持情報」に該当しない。また、不特定多数の者がこれらの印影を容易に入手できるため条例第16条第2号、第3号及び第5号のいずれにも該当しない。</p> <p>また、実施機関が主張する「支障」の程度は名目的なものであり、「おそれ」</p>

	<p>も法的保護に値する蓋然性もない。</p> <p>4 異議申立人は「扶養及び援助に係る回答内容」については、記載内容を知っているため、回答者のプライバシーを侵害するおそれはない。</p> <p>5 保護経過記録票は、異議申立人の症状に関する情報であり、条例第16条第7号の「事務又は事業遂行情報」に該当しない。同号には「当該関係者との信頼関係を損ない、今後の援助判断に必要な情報を収集できなくなる」旨の規定がないため、関係機関等からの情報提供に係る記載部分は、「事務又は事業遂行情報」には該当しない。</p> <p>また、京都市又は該当関係者が法律に違反する行為をしていない限り、当該関係者との信頼関係を損ない、今後の援助判断に必要な情報を収集できなくなることもあり得ない。</p> <p>また、実施機関が主張する「支障」の程度は名目的なものであり、「おそれ」も法的保護に値する蓋然性もない。</p> <p>6 扶養（援助）についての回答書について、第三者照会の手続を行わず、恣意的判断により非開示としており、異議申立人の開示を受ける権利及び回答者による条例第22条第1項の規定による意見を述べる権利を剥奪している。</p>
審査会の判断	<p>1 「関係機関からの情報提供」部分については、関係機関が、主観的因素を交えた異議申立人に係る評価を行っている部分であり、開示することにより、実施機関と当該関係機関との信頼関係を損ない、今後、実施機関が、当該関係機関から保護の実施に必要な情報を収集することが困難となり、異議申立人と関係機関との間に誤解や無用の不信感を生む等、適切な生活保護事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第7号に該当する。</p> <p>2 法人の印影については、公的機関等に対する回答に用いる当該法人の印影であり、法人担当者の印影については、当該法人担当者が個人的な手続等に使用している可能性が否定できないため、いずれもその財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第16条第5号に該当する。</p> <p>3 「扶養義務者からの回答」については、回答者が、異議申立人を扶養できない具体的な理由として、回答者等の経済状況等を詳細に記載したものと、当該記載内容の理由を説明する添付文書のうち、異議申立人が知らないと考えられるものとの2つであると認められる。当該情報は、通常親族であっても他人に知られたくないと認められるものであり、当該関係者のプライバシーを侵害するおそれがあるため、条例第16条第2号に該当する。</p> <p>4 実施機関の主張によると、「扶養義務者からの回答」に係る照会書で、生活保護のためだけに用いるもので、秘密を厳守する等の旨を明記しているため、異議申立人が知り得たと考えられる情報を除き非開示としたものであり、これは特段合理性を欠く判断であるとは言えない。</p> <p>また、条例第22条第1項は、第三者に関する個人情報が記録されている場合において、当該第三者の権利利益を保護するとともに、開示決定の公正を期すため、開示に反対意見を提出する機会を設けるという趣旨の規定であり、また、実施機関に意見書提出の機会を付与することを義務付けたものではない。</p> <p>このことから、条例第22条第1項の規定により回答者に意見を述べる権利があるものとは言えない。</p>